

大崎事件第3次再審請求の再審開始決定に対する 特別抗告の棄却を求める要請書

最高裁判所第一小法廷
裁判長 小池 裕 殿

2018年3月12日、福岡高等裁判所宮崎支部（根本渉裁判長）は、大崎事件の第3次再審請求即時抗告審において、「白鳥・財田川決定」に基づいて新旧証拠の総合評価を行い、弁護団が提出した死因に関する新証拠（吉田法医学鑑定）が確定審において提出されていたとすれば、原口アヤ子さんらが真犯人であると認定するには合理的な疑いが残るとして、検察官の即時抗告を棄却して再審開始を認めました。今回の再審開始決定は、第1次再審の鹿児島地裁決定と合わせて3度目となる再審開始決定です。

第3次再審請求審では、鹿児島地裁において検察・弁護人双方の鑑定人らの証人尋問が行われ、意見書を提出するなど、検察官には、十分に原口さんと弁護団の主張に対し反論・反証する機会を与えられました。検察の特別抗告申立は、これまでの主張の蒸し返しにすぎず、これ以上、無意味な裁判の引き延ばしは絶対に許されません。憲法が保障する迅速な裁判を受ける権利を侵害し、不利益再審を禁止した再審の理念に反します。

原口さんは、原口さんと「犯行」を結び付ける物的証拠がないにもかかわらず、警察の過酷な取り調べによって「共犯者」とされた男性3人らの「嘘の供述」によって有罪とされ、原口さんは無実の罪で10年に及ぶ獄中生活を余儀なくされました。原口さんと家族は、今日まで殺人犯の汚名を着せられ、長く苦しい屈辱の日々を強いられてきました。原口さんは、まもなく満91歳となります。逮捕以来39年間にわたって一貫して無実を主張し、「あたいはやっちょらん」「今回が、私が生きているうちに無実を明らかにする最後の裁判になるかも知れません。しっかり調べをして、私を無罪にしてください」と訴えてきました。これに対して、今回の決定では、原口さんと弁護団が当初から主張してきた被害者の事故死の可能性を認め、事件性を否定しました。

私たちは、原口さんらの奪われた人権を生きているうちに回復するため、貴裁判所が検察の理由のない特別抗告を直ちに棄却することを強く要請します。

氏 名	住 所

【送り先・問合せ】日本国民救援会鹿児島県本部、大崎事件・原口アヤ子さんの再審をめざす会
〒890-0063 鹿児島市鴨池2-14-20 ホワイトリバー102 TEL: 099-298-5161

【取扱団体】